

山口県環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動実施計画（農業）認定基準

第1 趣旨

山口県環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動実施計画（農業）認定要領（以下「認定要領」という。）第1の規定に基づく実施計画の認定は、認定要領第3の1に定めるもののほか、この基準に基づいて行う。

第2 認定基準

山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画に定める1号活動の実施計画の認定基準は、次のとおりとする。

(1) 1号活動（土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動）

① 次のアからクを全て満たすものとする。

ア 実施しようとする農業生産方式に係る農作物ごとに、別に定める「山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「指針」という。）」のⅡの「持続性の高い農業生産方式」の「技術区分」のそれぞれにおいて「省令技術」1技術以上に取り組む計画であること。

イ アの技術を実施することで、化学肥料使用量（窒素分量）及び化学農薬使用回数（使用成分回数）が県慣行基準より30%以上削減できる計画であること。

ウ 実施しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、実施計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の50%以上を占めていること。

エ 実施計画の達成される見込みが確実であること。

オ 実施計画に記載されている目標を達成するための必要な措置が、当該計画に対して適切なものであること。

カ 経営耕地面積が30a以上、農産物販売金額が50万円以上のいずれかに該当する農業経営体であるか、又は前述と同規模の農業経営体となることが見込まれること。

キ 農業者が実施計画に従って行う農業生産方式について、栽培管理記録の記帳が行われることが確実であると見込まれること。

ク 実施計画の達成状況等について、県の求めに応じて報告する意向があること。また、理由無く報告無き場合は認定の取消を承認すること。

② 実施計画には、対象とするほ場の位置を示す地図及び指針に定める「省令技術」の「たい肥等有機質資材施用技術」及び「緑肥作物利用技術」を実施するほ場の土壌診断結果を添付するものとする。

第3 認定期間

認定要領第5の1に定める認定期間は、原則として5年間とする。

附則

- 1 この認定基準は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 山口県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定基準は、令和5年3月31日で廃止する。